

令和 3 年度

第 1 回 千葉市廃棄物減量等推進審議会

会議録

日時 令和 3 年 7 月 2 日（金）午後 3 時 00 分～4 時 00 分

場所 千葉市役所 8 階 正庁

(午後 3 時 開会)

【伊橋廃棄物対策課長補佐】定刻となりました。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、千葉市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐の伊橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、開会にあたりまして、環境局長の桧戸よりご挨拶を申し上げます。

【桧戸環境局長】環境局長の桧戸と申します。委員の皆様方には、大変お忙しい中、非常に天候の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より、環境行政はもとより、市政全般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、議題が大きく 2 点ございまして、まず、1 点目として、現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく今年度の取組内容をご説明させていただきます。

もう 1 点は、令和 5 年度から新しい計画をスタートさせる予定としておりますが、その計画について皆様に諮問させていただきたいと考えております。次期計画につきましては、この審議会での審議というのを十分に踏まえて策定していきたいと思っておりますので、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、非常に簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】本日の審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、委員の過半数以上の出席が必要となりますが、委員総数 20 名のところ、16 名の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。萩田委員、三宅委員、相原委員、福永委員については、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、新たに本審議会委員に就任された方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。本職の人事異動に伴い、千葉県警察本部千葉市警察部総務課長相原隆委員に就任いただきました。相原委員は所用により、本日欠席となっております。

また、千葉市議会議員の改選に伴い、5 名の方に就任いただきました。

千葉市議会議員、岡田慎委員。

【岡田委員】よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】同じく、酒井伸二委員。

【酒井委員】はい、よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】同じく、向後保雄委員。

【向後委員】はい、よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】同じく、岩井雅夫委員。

【岩井委員】はい、よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】同じく、三須和夫委員。

【三須委員】はい、よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】以上5名の方でございます。ありがとうございました。

新しい委員の皆様には、委嘱状を机上に置かせていただいておりますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

続きまして事務局を紹介させていただきます。環境局長、杉戸でございます。

【杉戸環境局長】はい、よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】環境保全部長、安西でございます。

【安西環境保全部長】はい、安西でございます。よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】資源循環部長、足立でございます。

【足立資源循環部長】はい、足立でございます。よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】その他の職員については、席次表をもって紹介に代えさせていただきます。

本日の会議の進行につきましては、会議次第にしたがって進めて参ります。資料の一部につきましては、委員の皆様へ事前にお送りしておりますが、本日あらためてすべての資料を机上に配布させていただきます。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第、席次表、委員名簿。関係法令。

次に会議資料ですが、【資料1】「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に係る令和3年度に実施予定の主な取組みについて（概要版）」。

【資料2-1】「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定方針」。

【資料2-2】「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定体制」。

【資料2-3】「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画策定スケジュール」。

【資料3】「次期千葉市一般廃棄物ごみ処理基本計画策定にあたっての論点整理」。

【資料4】「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会の設置について」。

【参考資料1】「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【平成29年3月策定】の

概要。

を配布しております。また閲覧用としまして、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の計画書冊子を置かせていただいております。必要に応じてご覧ください。

審議会は会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましてはご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは続きまして、次第の２、会長の選任に移らせていただきます。会議の議長は、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第４条第１項の規定により、会長が務めることとなっておりますが、委員の変更に伴い、会長が不在となっております。同規則第３条第３項の規定により、会長不在の際は、副会長が職務を代理することとなっておりますので、武井副会長に議長を務めていただきたいと思います。

武井副会長、よろしくお願いいたします。

【武井副会長】はい。それでは会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長の選任につきましては、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第３条第１項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

【飯田委員】はい。これまで会長職については、千葉市議会議員の委員にご就任いただいておりますので、今回もそのようにしたらよろしいかと思います。三須委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

【武井副会長】はい。ただいま飯田委員の方から、三須委員を会長にとのご発言がありました。いかがでしょうか。

（「異議なし。」との声あり。）

【武井副会長】よろしいでしょうか。それでは、三須委員に会長をお願いしたいと思います。三須委員、よろしくお願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】これからの議事進行につきましては、三須会長、よろしくお願いいたします。はじめに会長就任にあたりまして、一言ご挨拶をいただき、議事の進行をお願いいたします。

（三須委員、会長席へ移動）

【三須会長】皆さんこんにちは。市議会議員の三須和夫と申します。よろしくお願いいたします。

さて、私は過去にこの審議会の会長を務めたことがあり、２回目の就任となります。今回もまた、スムーズに議事の進行に努めて参りたいと思いますので、よろしく

お願いします。

千葉市においては、市民の皆様、事業者の皆様、行政の3者がそれぞれ主体的に、さらなるごみ減量、再資源化に取り組むことを目指しています。本審議会がごみ減量への取組みの一助となりますよう、委員の皆様それぞれのお立場から建設的な意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして、議事を進行したいと思います。次第の3、議題1「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に係る令和3年度に実施予定の主な取組みについて」事務局より説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】廃棄物対策課の東端と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず資料1「千葉市一般廃棄物ごみ処理基本計画に係る令和3年度に実施予定の主な取組みについて」をご覧くださいと存じます。本来であれば、資料に記載しておりますすべての取組みについて説明を行うべきところではございますが、本日は時間の関係もございますので、取組みを絞って説明をさせていただきます。

最初に基本方針1の、「1人1人がごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します」について、関連する事業を説明させていただきます。

まず、事業1「ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大」についてでございます。一つ目の○となりますが、ここに書かれております「ちばルール」とは、ごみ減量や再資源化のための使い捨て容器を減らす取組みや、店頭などでの食品トレーや古紙回収などを行う取組みでございます。この「ちばルール」協定店に対しまして、使い捨てプラスチックの使用削減や店頭回収品目の充実について協力を依頼し、市民の3R意識の向上とリサイクルの推進を引き続き目指して参ります。

続いて、事業2「3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化」についてでございます。一つ目と三つ目の○を併せてご説明をさせていただきます。3R教育・学習の推進につきましては、小学4年生を対象とした、ごみ分別やごみ出しルールを児童自らが実際に目で見て手で触れる体験型学習「ごみ分別スクール」や、未就学児を対象とした、紙芝居や〇×ゲームなどで3Rの大切さを認識してもらう「へらそうくんルーム」など、引き続き、年齢層別に適した啓発活動を実施して参ります。

続きまして、事業3「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進」についてでございます。一つ目の○となりますが、マイバッグキャンペーンにつきまして

は、コンビニと連携をいたしまして、キャンペーンに応募していただいた方の中から、マイバッグなどの啓発品をプレゼントし、さらなるレジ袋削減に努めていただくとともに、プラスチックごみについて考えていただく機会といたします。

次に、四つめの○でございます。平成4年度から実施しておりますリサイクル情報コーナーにつきまして、登録件数の減少等により本年度末で廃止をし、来年度から、既存の民間サービスを活用したリユース推進事業に転換する予定でございます。本年度は、準備期間といたしまして、フリマアプリの操作方法等を学ぶ講習会を実施し、円滑な事業の展開に努めて参りたいと考えております。

続きまして、事業5「生ごみの発生抑制の推進」についてです。二つ目の○でございます。昨年度本庁舎で実施をいたしました、家庭から排出される手つかず食品を回収するフードドライブにつきまして、本年度は実施回数や実施場所の拡充を視野に入れて、食品ロスの削減を引き続き推進して参りたいと考えております。

次に、基本方針2の、「再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します」につきまして、関連する事業をご説明いたします。

まず事業11「ごみ排出ルールへの遵守・指導徹底」についてでございます。二つ目の○となりますが、外国人人口の増加を踏まえまして、英語・中国語・韓国語・スペイン語、そしてベトナム語の一覧表を作成いたしまして、窓口で配布をするほか、不動産管理会社などを通じまして、住民への周知を行っております。また、ごみステーション看板につきましても、順次多言語化を図って参ります。

続きまして事業12「事業所ごみの排出管理・指導の徹底」についてでございます。まず、一つ目の○になりますが、事業用大規模建築物の所有者から提出される減量計画書を活用しまして、立入調査時に各建築物から排出される廃棄物の種類に応じて、発生抑制、再資源化に関する助言や分別排出指導を強化いたします。

なお、昨年度は80件の立入調査を実施いたしました。

次に、二つ目の○になりますが、令和元年度より、年間36トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しまして、事業用大規模建築物の所有者と同様に減量計画書の作成及び提出を義務づけたところでございます。対象事業者から提出されます減量計画書を活用いたしまして、立入調査時に業種等に応じて、適切な廃棄物の減量、再資源化の助言や適正処理の指導を実施いたします。

続きまして、事業14「剪定枝等の再資源化の推進」についてでございます。平成30年2月に市内全域で資源収集を開始してから、年々収集量が増加いたしまして、

令和２年度は６，５００トンの収集量を確保いたしました。引き続き可燃ごみの日に剪定枝が排出されるステーションでの啓発や、再資源化率を高めるため、正しい排出方法の周知に努めてまいります。

続きまして、事業１５「生ごみの再資源化の推進」についてでございます。二つ目の○となりますが、市内小学校から発生する給食残渣の再資源化に、モデル事業として取り組んでおります。小学校４年生向けのごみ分別スクール等を通じて、児童に生ごみにおける３Ｒの仕組みを理解していただくとともに、児童から各家庭への波及効果により、家庭系生ごみの発生抑制の意識を高めることを促して参ります。今年度は既に実施をしております４校に加えまして、新たに２校を追加し、実施する予定でございます。

最後に、基本方針３「低酸素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します」について、関連する事業を説明いたします。

まず、事業１８「収集運搬体制の合理化」についてでございます。家庭ごみ収集運搬委託の一括契約を拡大いたしまして、運行状況の一元管理が可能となり、家庭ごみ相談ダイヤルにおいて、収集状況の問い合わせに迅速に対応できるようになりました。

また、収集運搬体制効率化のため、収集ルートの見直しに着手しております。

続きまして、事業２４「安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備」についてでございます。まず一つ目の○になりますが、令和８年度からの北谷津用地の新清掃工場稼働に向け、令和３年４月から、旧北谷津清掃工場の解体に着手いたしました。解体完了は令和４年１０月を予定しております。その後、引き続き新清掃工場の建設を行うこととしております。

次に二つ目の○になりますが、令和１３年度からの新港用地の新清掃工場稼働に向け、令和８年度から１２年度に予定されておりますリニューアル整備について、施設規模、整備手法、概算事業費等の検討を行うため、基本計画作成業務を進めます。

最後に、事業２６「安定的、効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画整備について」でございます。まず一つ目の○になりますが、次期最終処分場の整備に向けて、必要となる施設規模、建設用地条件等を定めるための基礎調査を進めます。

次に二つ目の○となりますが、次期塵芥汚水処理場につきまして、令和５年度からの施設整備・運営事業の着手に向けまして、令和３年度から２か年にわたり、アドバイザー業務として、コンサルタントの支援を受けながら事業者選定業務を進めま

す。令和３年度は、事業者募集に係る要求水準書等の資料作成や、PFI事業に準じた手続きなどを行います。

説明は以上でございます。

【三須会長】ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対し、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【藤原委員】１点、お考えをお聞きしたいと思います。昨今の脱炭素の動き、２０５０年に向けたカーボンニュートラルについて、ごみの世界でも注目されています。２０３０年が中間目標になっておりますけれども、今回策定していく計画はまさにその辺りがターゲットになってくると思います。基本方針３の「低炭素・資源循環」というのはまず関連してくると思うのですが、千葉市さんとして脱炭素に向けた取組みとしてはどのようにお考えでしょうか。

【杉戸環境局長】はい。ありがとうございます。本市も昨年１１月に気候危機行動宣言を発出しております、大きな目標としては２０５０年のカーボンニュートラルを目指しています。具体的に、そこに向かってどのような取組みを行っていくかについては、今いろいろ模索しているところでございますが、計画といたしましては、今日諮問させていただきます一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは別に、地球温暖化対策実行計画というものを令和５年度を目標に策定して取り組んでいきたいと思っております。

また、ご審議いただくごみ処理基本計画につきましても、これまでは「低炭素」という表現をしておりますが、今後は「脱炭素」という表現に変わっていくと思っておりますので、そういった要素につきましても加味した計画ということで、ご審議をお願いできればというふうに考えております。以上でございます。

【三須会長】ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

それでは、他にご意見がないようですので、本件についての審議を終了いたします。

続きまして、議題２に進みます。「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について」事務局より説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】「ア 千葉市一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定に係る基本的事項」につきまして、本日、千葉市長より、本審議会に対して諮問させていただきます。諮問書の写しを委員の皆様へ配付させていただきたいと存じますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

（諮問書の写しを各委員に配布）

それでは、環境局長の杉戸から、諮問の趣旨をご説明させていただきます。

【杉戸環境局長】 それでは、諮問の趣旨について説明させていただきます。

近年の廃棄物を取り巻く状況は、最終処分場の埋立残容量ひっ迫の問題や、焼却処理に伴う温室効果ガスの排出など、地球環境への配慮の観点からも、ごみ処理に関するより一層の取組みが求められております。

このような中、本市では、平成29年3月に「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、全員参加型の3Rの取組みにより、低炭素・循環型社会の構築を目指すこととしました。

この計画に基づき、さらなるごみの減量、焼却処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減などを図るため、市民・事業者・市の3者が協働して、計画的なごみの減量及び適正な処理に関する施策を展開してまいりました。

市民・事業者の皆様にご協力いただいた結果、現行計画で目標に掲げた総排出量の数値目標を達成するなど、ごみ量は着実に減少しています。

しかしながら、国内外における社会情勢は変化を続けており、地球規模で直面する気候危機への対応として、国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、本市では「千葉市気候危機行動宣言」を発出するなどしており、ごみ処理の分野においても、「脱炭素社会」に向けた取組みが求められているところです。

また、SDGs（持続可能な開発目標）との整合、新型コロナウイルス感染症等に対応するごみ処理の安全性の確保などの、新たな課題も発生しています。

このような状況を踏まえたうえで、次期「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」では、人口減少や少子超高齢社会、新型コロナウイルス感染症を契機とする様々な社会変容などに対応するため、現行計画の評価・見直しを行うとともに、効果的な施策を実施していくことが必要です。

つきましては、次期「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定するにあたり、基本理念・基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性についての基本的事項をご審議いただきたく、諮問させていただくものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【三須会長】 諮問について、確かに承りました。それでは、事務局は議題の説明を続けてください。

【東端廃棄物対策課長】 はい、東端でございます。続きまして、説明をさせていただきます。

イ「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定方針について」

ウ「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定にあたっての論点整理について」

エ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会の設置について
を、併せて説明させていただきます。

まず初めに、イ「次期千葉市一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定方針」についてでございます。資料２－１をご覧ください。

まず、「１ 改定時期・計画期間」でございます。

改定時期は令和４年度中となります。策定作業期間は令和３年度から４年度の２か年となります。次に計画期間でございますが、開始時期を令和５年度とし、目標年度を１０か年または１５か年先に設定をしたいと考えております。

続きまして、「２ 改定理由」でございます。３点ございます。

１点目、環境省が定めるごみ処理基本計画策定指針において、目標年次を概ね１０年から１５年先において、概ね５年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切だとされていること。

２点目、次期計画では、人口推計の変更や社会環境の変化を反映するほか、現状のごみ排出量等が計画値から乖離していることから、計画フレームや数値目標について、点検・評価を行う必要があること。

３点目といたしまして、計画の実効性を高めるため、計画フレームや数値目標を勘案しながら、具体的な施策である計画事業を見直す必要があること。

続きまして、「３ 改定にあたっての基本的な考え方」でございます。こちらは５点ございます。

１といたしまして、環境負荷の低減と経済性・効率性を両立させるとともに、廃棄物処理の安全性にも配慮した実効性の高い計画とすること。

２点目、人口減少や少子超高齢社会、新型コロナウイルス感染症を契機とする様々な社会変容に対応する計画とすること。

３点目、さらなるごみ減量を目指すため、発生抑制、再使用に重点を置きつつ、新たな再利用施策についても検討し、焼却ごみの削減を目指していくこと。

４点目、次期「千葉市基本計画」を初めとする市計画等との整合性を図るとともに、次期計画において、「食品ロス削減の推進に関する法律」に規定いたします「市町村食品ロス削減推進計画」を内包するなど、国の法制度等との整合性にも留意することといたします。

5 点目、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場、その他必要となる廃棄物処理施設の整備等については、千葉市一般廃棄物処理施設基本計画の中で規定されます一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、計画的に推進をいたします。

2 ページ目をお願いいたします。「4 現行計画の評価・見直し」についてですが、現行計画全体の評価を行うとともに、27 事業の進捗状況を点検し、達成度及び次期計画における継続性の評価を行う中で、実現性、実効性が乏しい事業、及び実施時期の再検討を要する事業等について見直しを行ってまいります。

続きまして、「5 次期計画の基本理念、各種施策等」です。

まず 1 としまして、本市のごみ処理行政の基本的な方針を明確にする長期的な計画であることから、計画期間を通じて一貫性のある基本理念等を掲げることといたします。

2 点目といたしまして、将来的に法改正等があった場合を想定し、可能な限り対応できる施策を盛り込むこととする。

の 2 点を掲げております。

最後に、計画の策定方法につきましては、資料に記載の通りとなりますが、詳細につきましては、計画策定のスケジュールと併せて説明をいたします。

資料 2－3 をご覧ください。

表の 1 段目、計画策定の欄をご覧ください。計画策定に係る各工程のスケジュールについて記載いたしております。現在は、「イ ごみ処理の現状把握・課題調査」及び「ウ 現行計画の点検・評価」の作業を庁内で行っているところでございます。

そして、10 月以降に本格的な次期計画の策定作業に入っております。「エ 基本理念、基本方針」から始まりまして、令和 3 年度中に「オ 計画骨子」まで完成させる予定でおります。

令和 4 年度になりますと、「カ 計画素案」の作成、そして、本日市長が諮問いたしました計画の策定に係る基本的事項についての答申を 5 月末頃にいただく形となります。答申をいただきますと、「キ 計画案」の策定に入りまして、令和 4 年 9 月末を目途に完成させる予定としています。その後、パブリックコメント手続きを経まして、最終的な計画の策定は、令和 5 年 1 月以降を予定しております。

なお、各工程における具体的な業務につきましては、表 2 段目の具体的業務の欄に記載いたしております。

次に、表の 3 段目、協議体の欄をご覧ください。外部の皆様にご審議いただく場といたしまして、「1 廃棄物減量等推進審議会」、そして「2 一般廃棄物（ごみ）

処理基本計画部会」、そして、ここから庁内検討機関になりますが、「3 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定委員会」、「4 ワーキンググループ」、次にワーキンググループのプラスチック資源循環部会、そしてワーキンググループの食品ロス削減推進部会となっております。各協議体の開催スケジュールにつきましては表に記載の通りとなります。

また、計画策定体制につきましては、資料2-2をご覧くださいと存じます。各協議体の構成、計画策定にあたっての役割及び関係性について記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

なお資料の右上、附属機関の四角の囲み中、上に記載してございます「千葉市廃棄物減量等推進審議会」が、本日開催しておりますこの審議会にあたりますが、その下に記載してある「一般廃棄物ごみ処理基本計画部会」につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

以上で、「イ 次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定方針について」の説明を終わります。

続きまして、「ウ 次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定にあたっての論点整理について」の説明をさせていただきます。資料3をご覧くださいと存じます。

この資料は、次期計画の策定にあたりまして、論点となる項目について整理したものでございます。それでは順に説明してまいります。

まず、計画期間についてでございます。論点といたしましては、計画期間を10か年、あるいは15か年のどちらにするのか、というところになります。新清掃工場建設の目途が立ちまして、最終処分場の埋め立て完了が令和19年度まで延長される可能性が出てきたことから、それに合わせ、計画期間を15か年とする考え方がございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症等の社会的な要因によりまして、長期的な見通しを立てにくい状況であることから、計画期間をもう少し短く、10か年とするという考え方もございます。

また、本計画の整合性を図るべき千葉市の計画等にも注意する必要があると考えております。

続きまして、「2 計画の方向性」についてでございます。論点としましては、次期計画においても、引き続き「3 用地2 清掃工場運用体制の安定的な運用の維持」に留まるのか。あるいは、平成24年3月に策定した前計画で掲げた「平成16年度の

焼却処分量から3分の1を削減」のように、さらに進んだ目標を掲げるのか。

2点目、次期計画においても、2R（リデュース、リユース）、リサイクル、ごみ処理システムの3つの基本方針で施策を展開していくのか。

3点目、国が目指す「脱炭素社会」の実現にどう対応していくのか。

以上3点を挙げております。

次に2ページ目に進んでいただきまして、「3 数値目標について」でございます。

1つ目の論点は、「1 どのような項目を数値目標とするか」についてでございます。

数値目標は、本市のごみ処理行政の現状に合った項目を選択するとともに、市民にとってわかりやすい項目を設定する必要があります。

また、本市のごみ処理施策のあるべき姿を踏まえ、現行の5項目にこだわることなく、柔軟に検討していく必要があるほか、食品ロス削減に係る新たな数値目標についても検討していく必要があります。

2つ目の論点は、具体的な数値の設定に際して何を考慮するのかでございます。

現行計画においては、人口推計及び施策による減量効果のみを考慮して数値を設定したことから、現状と計画値に乖離が生じております。

また、社会的な要請、技術革新などに加え、新型コロナウイルス感染症による影響等も考慮する必要があると考えております。

そのほか、国が掲げる数値目標にも留意して検討を行っていく必要があります。

続きまして3ページ目にお進みいただきまして、「4 具体的な事業について」でございます。論点といたしましては6点挙げております。

まず1点目が、実現性、実効性の乏しい具体的事業についての見直し。

2点目といたしまして、法的な要請に伴う見直し。主なものといたしましては、食品ロス削減推進計画の内包に伴う、食品ロス削減に係る現行施策の整理などが挙げられます。

3点目は廃棄物処理施設整備に伴う見直しでございます。

4点目といたしましては、ごみ処理における安全性について。

そして5点目、次期計画において実施を検討すべき事業。これは、具体的には一括回収を視野に入れましたプラスチックごみ再資源化事業や、生ごみ減量等の推進事業などが挙げられます。

6点目が、災害廃棄物処理施策の取込みに関する検討となります。

最後に「5 参考」でございます。時間の都合もございますのでひとつひとつの説明は割愛させていただきますが、次期計画の策定にあたりまして、整合性に注意すべき他の計画等の主なものについて、3ページから4ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画作成にあたっての論点整理についての説明を終わります。

続きまして、「エ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会設置について」に移りたいと存じます。説明は資料4を用いて行いますが、あわせて関係法令をご覧いただければと存じます。

最初に、「1 部会の位置付け」でございますが、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条の2に規定いたします「千葉市廃棄物減量等推進審議会の部会」ということになります。

次に、「2 目的・役割」でございますが、次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定にあたり、専門的技術的事項について調査研究を行うために設置をいたします。本審議会において計画全体の審議を進める前段階といたしまして、部会において、計画の骨子に関わる主要事項の詳細な調査研究を行い、集中的に検討を行うことで、実効性の高い計画とすることを目指してまいります。

なお、部会は決定権を持たず、審議会への報告を行うことといたします。

次に、「3 検討事項」でございます。

まず1点目、現行計画の点検と評価。

次に、ごみ量の将来予測。

そして、数値目標の検討。

減量・資源化施策の検討。

などとなります。

設置日につきましては、本日、令和3年7月2日ということになります。

委員のメンバーでございますが、審議会委員の中から会長が指名していただく形で、人数は5名となります。

最後に、開催回数でございますが、令和3年度に2回、今年の7月と11月頃の開催を予定しております。

部会の委員につきましては、千葉市廃棄物適正処理及び再利用等に関する規則第4条の2第2項に基づき、審議委員のうち会長が指名する者となっておりますので、三須会長より、部会委員のご指名をお願いいたします。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【三須会長】 それでは、私より、部会の委員を指名いたします。

学識経験者として、1号委員から倉阪委員、藤原委員、栗屋委員。

市民の代表者として、2号委員から武井委員。

関係団体の代表者として、3号委員から飯田委員を指名いたします。

5名の委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの資料2－1から資料4までの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いをいたします。

【倉阪委員】 はい、倉阪でございます。

まず、国がかなり新しい法規制を導入しておりますので、それに対応する計画にすべきということで、食品ロス以外にも、資料3で挙げられておりますけれども、プラスチック資源循環促進法も成立をしておりますし、それから、当然、地球温暖化対策推進法も変えられて、2050年カーボンニュートラルが法律の目標になったということでございますので、それらに適応するように努めていく必要があります。

特にプラスチック資源循環促進法は、新しい分別回収の方法について、事業者と連携してやるなどいろいろな方法が入ってきておりますので、千葉市における適応可能性などについて、しっかり考えて進めていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

地球温暖化対策推進法については、参考資料1に記載してありますが、これまでの温室効果ガス排出量の目標について、なかなか達成できていない状況でありますので、どのようにクリアしていくのか、これも十分考える必要があります。廃熱を具体的に利用するような新しい技術も出てきており、様々な形で、これまで使ってなかったようなものも使える可能性も出てきておりますので、あらゆる手段を適用していく必要があると思います。

それから、計画策定スケジュールで1点、少し気になったのが、市民参加についてパブコメだけで良いのかという点です。当然、公募委員の方がこちらの審議会でもいらっしゃっているわけですが、市民の関心を高めるいい機会ではありますので、もう少し、市民参加のやり方を何か考えたほうがいいのかと思いました。パブコメだけでは、多分、市民も見ないんじゃないかなというふうにも思いまして、ただパブコメの時に意見をくださいというだけではなくて、環境の関係で活動されている方などにアプローチをして意見を伺うような機会を設けた方がいいような気がします。少しそこは気になりましたので、ご検討いただければと思います。

【足立資源循環部長】資源循環部長の足立でございます。

プラスチックにつきましては、倉阪委員がおっしゃった通り、現在、国で大きな動きが出てきている状況で、今回我々がこの計画を作るうえでも、大きなターニングポイントになってきていると考えているところでございます。先の国会においてプラ法が成立いたしましたして、おおまかな制度設計は我々にも示されておりますが、なかなか市町村だけで全面展開するのは非常に厳しいというところもあって、国の財政支援であるとか、全体の制度設計についてもこれからその仕組みが示されてくると思いますので、これらを踏まえまして、我々の現状のプラスチックの処理、さらにその先の展開に向けて何ができるのかについて、この計画を作りながら、しっかりとした議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

市民参加につきましてもご提言いただきありがとうございます。どういうやり方ができるのかにつきましては、事務局の方で持ち帰り検討させていただきたいと思えます。千葉市には他の審議会も多々ございますので、それらのやり方なども情報収集しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

【藤原委員】日本環境衛生センターの藤原でございます。よろしくお願いいたします。

今、倉阪委員から出たご意見と関連するのですが、プラスチック資源循環戦略に関しましては、中間処理施設、特に熱回収施設であるごみ焼却施設の処理対象ごみなどにかかなり影響してまいりますので、さきほどのご説明にあった北谷津清掃工場、またリニューアルを控えている新港清掃工場についても、発電などエネルギー利用の部分も変わってくると思えますので、その辺りについても十分に検討していただければと思います。

【三須会長】他にご意見はありませんか。

それでは、ご意見がないようですので、本件についての審議を終了したいと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、次第の4、「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

【東端廃棄物対策課長】特にございません。

【三須会長】ないようでございますので、本日の議事は終了となります。スムーズな進捗にご協力いただき、ありがとうございました。

それではマイクを事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】三須会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和３年度第１回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

次回の開催は１０月上旬を予定しております。日程が決まり次第、開催通知を委員の皆様へ送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、第１回千葉市廃棄物ごみ処理基本計画部会は、７月２６日月曜日１０時より、千葉市役所議会棟にて開催いたします。部会委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、お忘れ物のないよう気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。

(午後４時 終了)